

令和3年8月27日開会

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和3年第3回

杵築市議会定例会議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

目 次

- 議案第 5 5 号 令和 2 年度杵築市一般会計歳入歳出決算認定について
- 決 算 書 1 ペ ー ジ -
- 議案第 5 6 号 令和 2 年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 決 算 書 246 ペ ー ジ -
- 議案第 5 7 号 令和 2 年度杵築市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 決 算 書 257 ペ ー ジ -
- 議案第 5 8 号 令和 2 年度杵築市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 決 算 書 278 ペ ー ジ -
- 議案第 5 9 号 令和 2 年度杵築市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 決 算 書 287 ペ ー ジ -
- 議案第 6 0 号 令和 2 年度杵築市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 決 算 書 310 ペ ー ジ -
- 議案第 6 1 号 令和 2 年度杵築市水道事業会計決算認定について
- 公 営 企 業 会 計 決 算 書 1 ペ ー ジ -
- 議案第 6 2 号 令和 2 年度杵築市工業用水道事業会計決算認定について
- 公 営 企 業 会 計 決 算 書 31 ペ ー ジ -
- 議案第 6 3 号 令和 2 年度杵築市下水道事業会計決算認定について
- 公 営 企 業 会 計 決 算 書 51 ペ ー ジ -

- 議案第 6 4 号 令和 2 年度杵築市立山香病院事業会計決算認定について
－ 公 営 企 業 会 計 決 算 書 85 ペ ー ジ ー
- 議案第 6 5 号 令和 3 年度杵築市一般会計補正予算（第 5 号）
－ 補 正 予 算 書 1 ペ ー ジ ー
- 議案第 6 6 号 令和 3 年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補正
予算（第 1 号）
－ 補 正 予 算 書 7 ペ ー ジ ー
- 議案第 6 7 号 令和 3 年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算（
第 2 号）
－ 補 正 予 算 書 11 ペ ー ジ ー
- 議案第 6 8 号 令和 3 年度杵築市後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 1 号）
－ 補 正 予 算 書 15 ペ ー ジ ー
- 議案第 6 9 号 令和 3 年度杵築市介護保険特別会計補正予算（第 1
号）
－ 補 正 予 算 書 19 ペ ー ジ ー
- 議案第 7 0 号 令和 3 年度杵築市水道事業会計補正予算（第 2 号）
－ 補 正 予 算 書 23 ペ ー ジ ー
- 議案第 7 1 号 令和 3 年度杵築市下水道事業会計補正予算（第 1 号
）
－ 補 正 予 算 書 25 ペ ー ジ ー
- 議案第 7 2 号 令和 3 年度杵築市立山香病院事業会計補正予算（第
2 号）
－ 補 正 予 算 書 29 ペ ー ジ ー

- 議案第 7 3 号 杵築市個人情報保護条例及び杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
－ 議案書 6 ページ －
- 議案第 7 4 号 杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
－ 議案書 8 ページ －
- 議案第 7 5 号 杵築市税条例の一部改正について
－ 議案書 10 ページ －
- 議案第 7 6 号 杵築市税特別措置条例の一部改正について
－ 議案書 14 ページ －
- 議案第 7 7 号 杵築市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
－ 議案書 17 ページ －
- 議案第 7 8 号 杵築市指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部改正について
－ 議案書 19 ページ －
- 議案第 7 9 号 杵築市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
－ 議案書 22 ページ －
- 議案第 8 0 号 財産の取得について
－ 議案書 24 ページ －

- 議案第 8 1 号 杵築市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議案書 26 ページ -
- 議案第 8 2 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
て
- 議案書 27 ページ -
- 議案第 8 3 号 市道の路線認定について
- 議案書 29 ページ -
- 報告第 1 4 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
健全化判断比率の算定について
- 議案書 35 ページ -
- 報告第 1 5 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
資金不足比率の算定について
- 議案書 36 ページ -
- 報告第 1 6 号 専決処分の報告について
- 議案書 38 ページ -
- 報告第 1 7 号 専決処分の報告について
- 議案書 41 ページ -
- 報告第 1 8 号 一般財団法人杵築市総合振興センターの経営状況に
ついて
- 議案書 44 ページ -
- 報告第 1 9 号 公益社団法人杵築市地域活性化センターの経営状況
について
- 議案書 46 ページ -
- 報告第 2 0 号 株式会社きっとすきの経営状況について
- 議案書 48 ページ -

報告第21号 放棄した債権の報告について - 議案書 50 ページ -

議案第 7 3 号

杵築市個人情報保護条例及び杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

杵築市個人情報保護条例及び杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 8 月 2 7 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市個人情報保護条例及び杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(杵築市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 杵築市個人情報保護条例（平成17年杵築市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第25条第4項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

(杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年杵築市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 4 号

杵築市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部改正について

杵築市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

令和 3 年 8 月 2 7 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用
弁償等に関する条例の一部を改正する条例

杵築市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年杵築市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

情報公開・個人情報保護審議会委員	日額	4,500円
------------------	----	--------

」を

「

情報公開・個人情報保護審議会委員	学識経験者委員	日額	10,000円
	委員	日額	4,500円

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第75号

杵築市税条例の一部改正について

杵築市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年8月27日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市税条例の一部を改正する条例

杵築市税条例（平成17年杵築市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第32条中「それぞれ当該各号に掲げる額」を「400円」に改め、同条ただし書を削り、同条第1号中「扶養親族 400円」を「扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。）」に改め、同条第2号中「当該同一生計配偶者又は扶養親族1人について400円」を削る。

第34条の7第1項第4号中「認められるもの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加え、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 杵築市指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（平成24年杵築市条例第34号）第2条に規定する指定特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、当該指定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連するもの（同条例第7条の規定により指定された期間内に支出されたものに限り、特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第3条の5第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同

じ。)」を加える。

附則第5条の2中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第8条の2第25項を同条第26項とし、同条第24項を同条第25項とし、同条第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 杵築市税条例第24条第2項、第32条第1号（「扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。)」を加える部分に限る。)及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第3条の5第1項の改正規定並びに次条の規定 令和6年1月1日
- (2) 杵築市税条例附則第8条の2第25項を同条第26項とし、同条第24項を同条第25項とし、同条第23項の次に1項を加える改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日又はこの条例の施行の日のいずれか遅い日

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の杵築市税条例の規定中個人の市民税に関する部分（第34条の7第1項第4号の次に1号を加える部分を除く。）は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 改正後の杵築市税条例附則第8条の2第26項の規定は、令和3年4月1日以後に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この条において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日（当該施行の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

議案第76号

杵築市税特別措置条例の一部改正について

杵築市税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年8月27日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市税特別措置条例の一部を改正する条例

杵築市税特別措置条例（平成17年杵築市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第1条中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」に、「を新設し、又は増設した者又は」を「の取得等した者又は」に改める。

第2条第1項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「過疎法第2条第1項に規定する過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い過疎法第33条第1項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなった地区以外の区域内において」を「同法第8条第1項に規定する杵築市過疎地域持続的発展計画において振興すべき業種として定められた」に、「第12条第1項」を「第12条第3項」に、「第45条第1項」を「第45条第2項」に、「2,700万円を超えるもの（以下「過疎地域特別償却設備」という。）を新設し、又は増設」を「次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額以上のもの（以下「過疎地域特別償却設備」という。）の取得等（過疎法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第29条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。）を」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 製造業又は旅館業（下宿営業を除く。） 500万円
（資本金の額等が5,000万円超1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円超である法人が行うものにあつては2,0

00万円とする。)

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業（過疎法第23条に規定するものをいう。） 500万円

第3条第1項中「(令和5年3月31日までに行われたものに限る。)」を削り、「起算して5年内」を「令和5年3月31日まで」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の杵築市税特別措置条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定により公示された区域内において、製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備を令和3年3月31日以前に新設し、又は増設したものであるものに対する固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

議案第 77 号

杵築市固定資産評価審査委員会条例の一部改正につ
いて

杵築市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次
のように定める。

令和 3 年 8 月 27 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

杵築市固定資産評価審査委員会条例（平成17年杵築市条例第83号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同条第8項中「記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

第9条第2項中「記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

第10条第2項中「記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 78 号

杵築市指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する
条例の一部改正について

杵築市指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 8 月 27 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

杵築市指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（平成24年杵築市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第314条の7第3項」を「第314条の7第12項」に改める。

第4条第1項第2号イ中「3千円」の次に「（特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号）第2条第1項ただし書に規定する場合は、同項ただし書に規定する金額）」を加え、同項第6号中「これ」を「当該書類（アに掲げる書類については、これらに記録された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）」に改める。

第5条中「第314条の7第3項」を「第314条の7第12項」に改める。

第6条第1号ウ中「第32条の3第7項」の次に「及び第32条の11第1項」を加え、「第208条の3」を「第208条の2」に改める。

第10条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

第12条第2項中「翌々事業年度」を「第1号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年間、第2号から第4号ま

でに掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度」に改め、同条第3項中「3年」を「5年」に改める。

第13条第1項中「書類」の次に「(同項第3号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、前条第2項第2号に掲げる書類については、既に市長に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

第14条中「3年間」を「5年間」に改める。

第19条第2項第5号中「第10条第2項」を「第10条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 79 号

杵築市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正
について

杵築市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 3 年 8 月 27 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

杵築市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年杵築市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、政令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに政令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 80 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、杵築市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年杵築市条例第53号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年8月27日提出

杵築市長 永 松 悟

記

- 1 取得財産 G I G Aスクール構想 教育用端末

- 2 取得の方法 一般競争入札

- 3 取得金額 4 0 , 9 0 7 , 9 0 0 円

- 4 納期 令和3年12月24日まで

- 5 取得の相手方 大分市東春日町17番57号
株式会社 オーイーシー
代表取締役社長 加藤 健

議案第 8 1 号

杵築市過疎地域持続的発展計画の策定について

杵築市過疎地域持続的発展計画（令和 3 年度～ 7 年度）の策定について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 8 月 2 7 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市過疎地域持続的発展計画（令和 3 年度～ 7 年度）（別冊）

議案第 8 2 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

次のとおり辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 8 月 2 7 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

総合整備計画書

大分県杵築市 ^{かみ}上 辺地
 (辺地の人口 914 人 面積 40.5 k m²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

杵築市山香町大字 日指、久木野尾、南畑

(2) 地域の中心の位置

杵築市山香町大字日指 9 5 6 番地

(3) 辺地度点数

1 5 2 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は、杵築市西端の山間へき地に位置し、過疎化が進んでいる地域である。

市道重永吉野渡線は、総延長 5.6km、地域住民が買い物や病院等の旧山香町中心部へ向かう際のアクセス道路としての役割や隣接する他の集落へ移動するための生活道路である。もともと幅員が約 2.5m と狭小でカーブが多く、車両通行に支障をきたしていたことから、順次道路拡張等整備を進め、旧山香町中心部までのアクセス時間の短縮や通行車両及び歩行者の危険性を解消し、生活道路としての利便性の向上を図る必要がある。(令和 2 年度末で 3.0km、53.6%区間の拡幅を完了している。)

3 公共的施設の整備計画

令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間

(単位 千円)

区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
施設名	事業主体		特定財源	一般財源	
[交通通信] 市道 重永吉野渡線 L=230m	杵築市	59,480	31,860	27,620	27,500
合計		59,480	31,860	27,620	27,500

議案第 83 号

市道の路線認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、市道の路線を次のように認定する。

令和 3 年 8 月 27 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

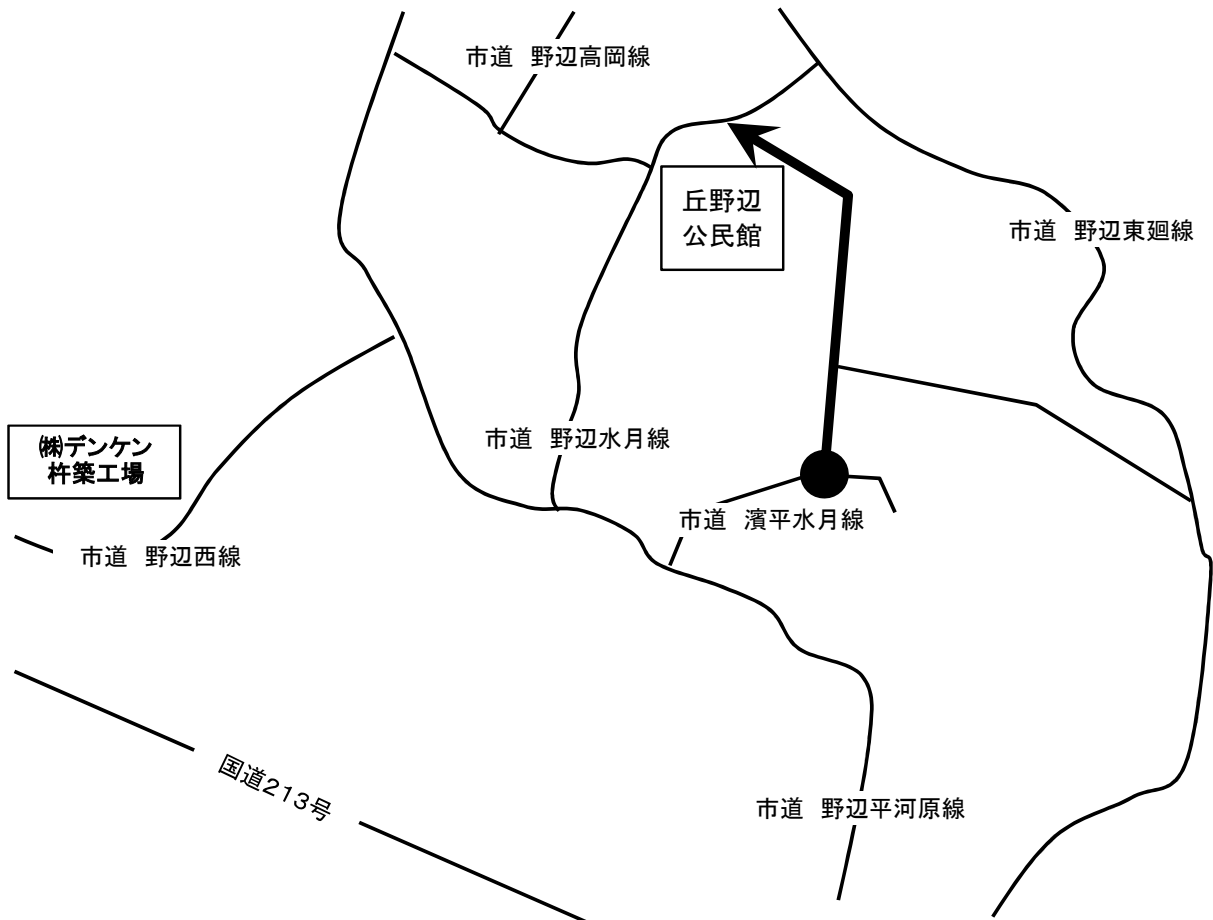
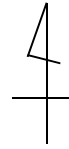
1 認定する路線

路線名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	起 点		備考
			終 点		
丘野辺一号線	225.0	2.8～ 6.3	杵築市大字守江字水月 714 番	地先	
			杵築市大字守江字水月 700 番	地先	
丘野辺二号線	213.0	2.5～ 5.7	杵築市大字守江字丸山 799 番 2	地先	
			杵築市大字守江字水月 711 番 1	地先	
須崎東小学校支線	157.0	3.0～ 5.0	杵築市大字片野字須崎 485 番 2	地先	
			杵築市大字片野字須崎 508 番 1	地先	
西下司清田線	30.0	5.0～ 9.5	杵築市大字南杵築字清田 1405 番 3	地先	
			杵築市大字南杵築字清田 1405 番 4	地先	

認定

おかやべいちごうせん
丘野辺一号線

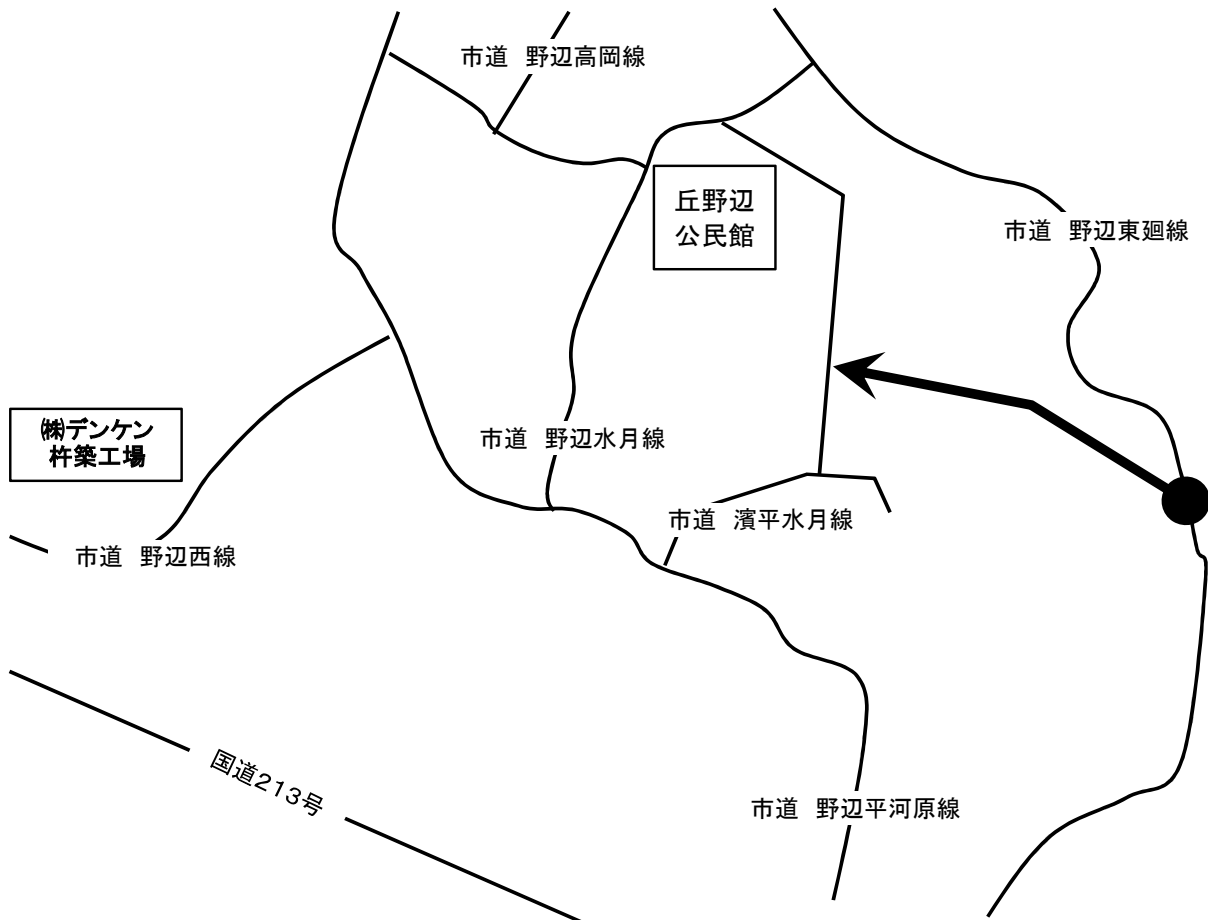
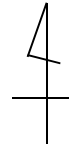
L = 225.0m
W = 2.8m ~ 6.3m



認定

おかやべにごうせん
丘野辺二号線

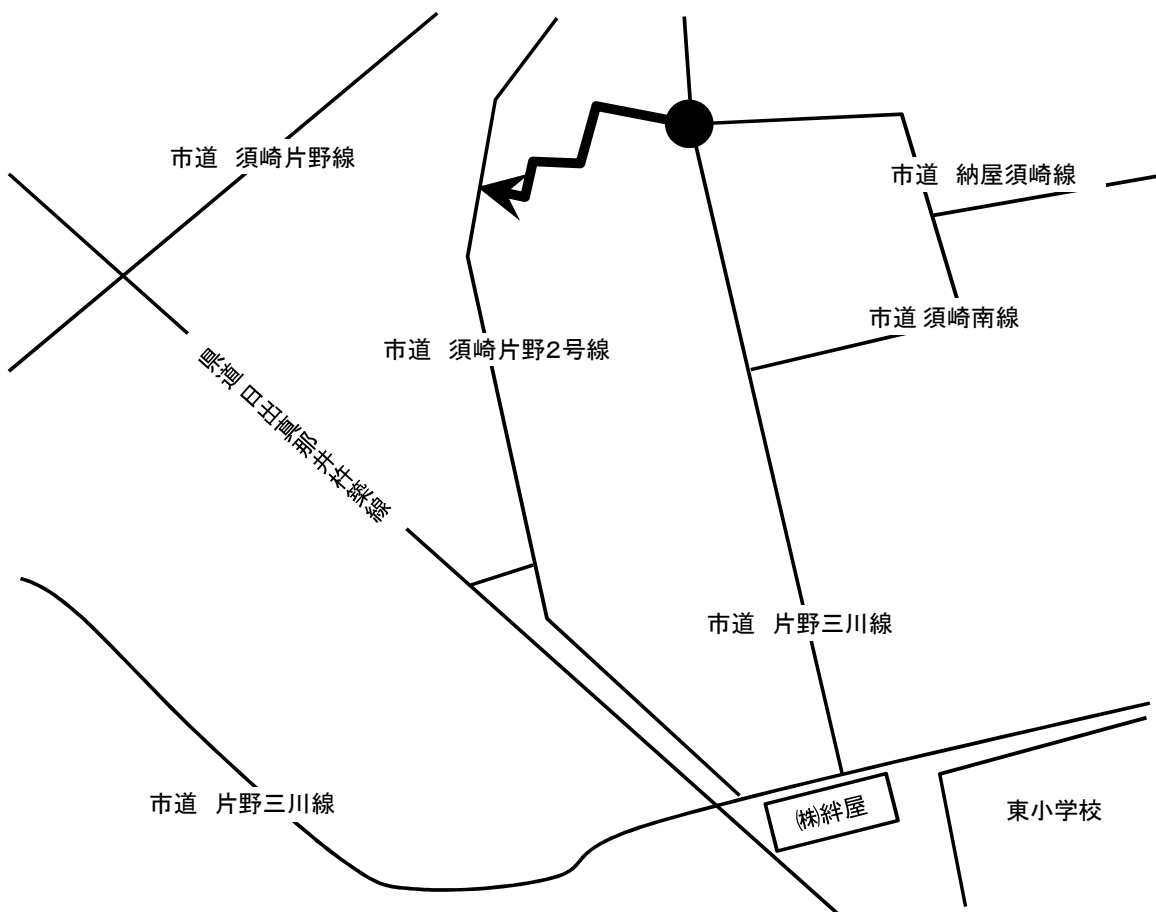
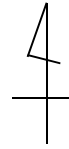
L = 213.0m
W = 2.5m ~ 5.7m



認定

すぎきひがししょうがっこうせん
須崎東小学校支線

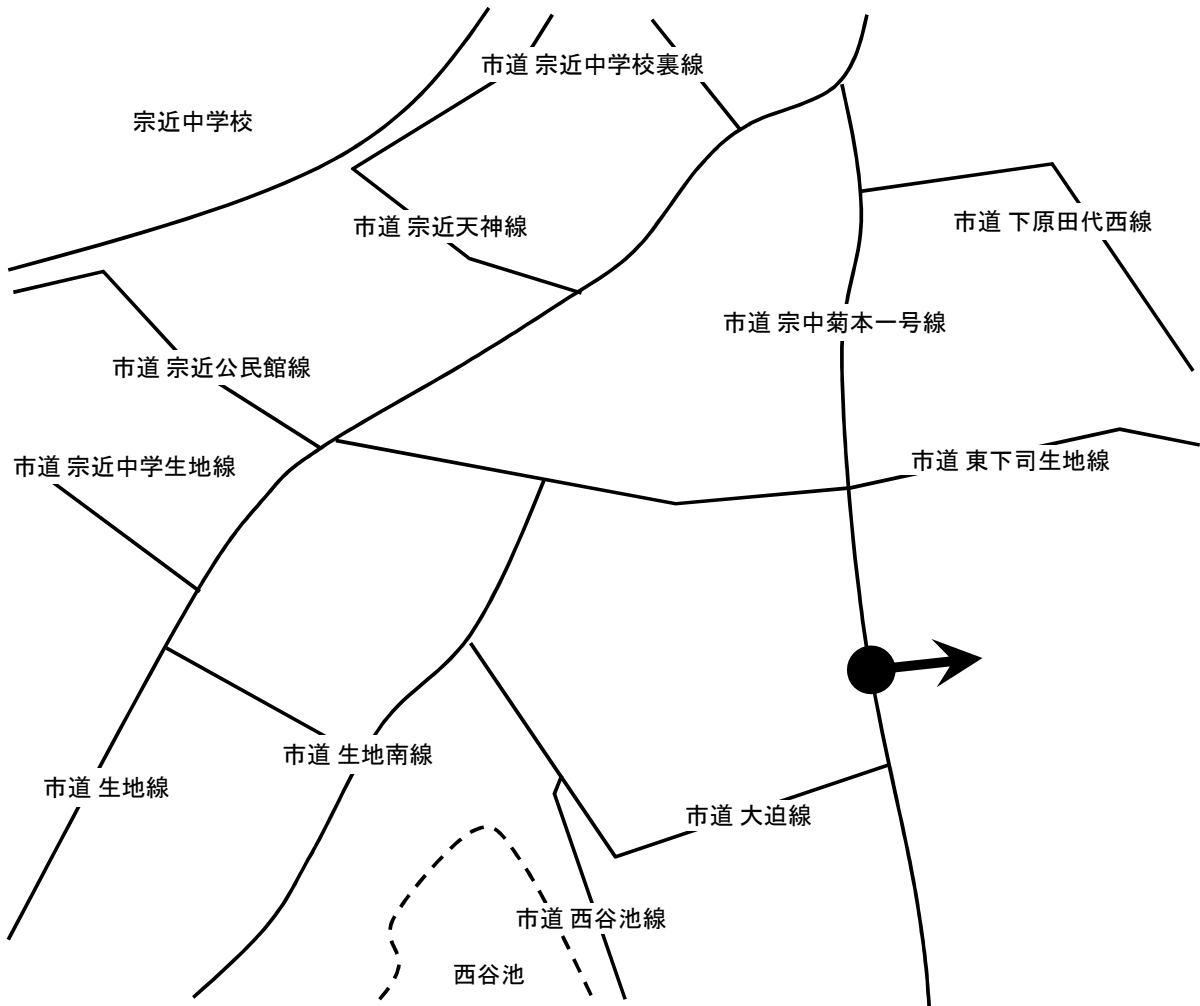
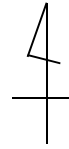
L = 157.0m
W = 3.0m ~ 5.0m



認定

にしげしきよたせん
西下司清田線

L = 30.0m
W = 5.0m ~ 9.5m



報告第14号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく 健全化判断比率の算定について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく健全化判断比率について、杵築市監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和3年8月27日提出

杵築市長 永松 悟

記

令和2年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.25)	— (18.25)	10.4 (25.0)	28.4 (350.0)

- (備考) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率はない
2 括弧書き内は、同法に基づく早期健全化基準

報告第15号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく 資金不足比率の算定について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、山香病院事業会計及び農業集落排水事業特別会計毎の資金不足比率について、杵築市監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和3年8月27日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和2年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
工業用水道事業会計	—
下水道事業会計	—
山香病院事業会計	—
農業集落排水事業特別会計	—

- (備考) 1 各特別会計ともに資金不足比率はない
2 同法に基づく経営健全化基準は、各特別会計毎に
20.0%

報告第16号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年8月27日提出

杵築市長 永 松 悟

5 示談の内容及び損害賠償の額

市の過失割合は100%となり、市は、損害賠償金として、相手方車両の修繕料76,340円を支払う。

報告第17号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年8月27日提出

杵築市長 永 松 悟

5 示談の内容及び損害賠償の額

事故の責任割合は、市が30%、相手方が70%となり、相手方車両の修繕料49,324円の30%である14,797円を市が相手方に支払い、公用車の修繕料25,630円の70%である17,941円を相手方が市に支払う。

報告第18号

一般財団法人杵築市総合振興センターの経営状況に
ついて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人杵築市総合振興センターの令和3年度事業計画及び令和2年度決算等の状況を別紙のとおり提出する。

令和3年8月27日提出

杵築市長 永 松 悟

一般財団法人杵築市総合振興センターの経営状況報告書

- 1 令和3年度事業計画及び予算関係書類（別冊）
- 2 令和2年度事業報告及び決算関係書類（別冊）

報告第19号

公益社団法人杵築市地域活性化センターの経営状況
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益社団法人杵築市地域活性化センターの令和3年度事業計画及び令和2年度決算等の状況を別紙のとおり提出する。

令和3年8月27日提出

杵築市長 永 松 悟

公益社団法人杵築市地域活性化センターの経営状況報告書

- 1 令和3年度事業計画及び予算関係書類（別冊）
- 2 令和2年度事業報告及び決算関係書類（別冊）

報告第20号

株式会社きつとすきの経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社きつとすきの令和3年度事業計画及び令和2年度決算等の状況を別紙のとおり提出する。

令和3年8月27日提出

杵築市長 永松 悟

株式会社きつとすきの経営状況報告書

- 1 令和3年度事業計画及び予算関係書類（別冊）
- 2 令和2年度事業報告及び決算関係書類（別冊）

報告第 2 1 号

放棄した債権の報告について

杵築市債権管理条例（令和 2 年杵築市条例第 1 2 号）第 1 5 条第 1 項の規定により、市の債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により次のように報告する。

令和 3 年 8 月 2 7 日提出

杵築市長 永 松 悟

令和2年度債権放棄一覧表

債権の名称	金額（円）	件数	放棄事由
ケーブルテレビ使用料	806,175	175	第1号
市営住宅使用料	450,000	51	第1号
	119,800	14	第7号
合計	1,375,975	240	

※ 件数は、月単位で発生した債権は月単位で、2か月単位で発生した債権は2か月単位で累計。

放棄事由の概要

杵築市債権管理条例第15条第1項

- 第1号 消滅時効に係る時効期間の経過
- 第2号 相続に係る限定承認があった場合で相続人全員の相続放棄又は相続人不存在及び相続財産からの弁済見込みなし
- 第3号 破産免責等
- 第4号 強制執行後の無資力
- 第5号 徴収停止後の期間経過
- 第6号 生活保護受給者又はこれに準ずる者
- 第7号 失踪、所在不明者又はこれに準ずる者

